

# チエックリスト

## 【利用居室】

施設内の多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室及びその階数

\* 利用円滑化経路：道等から利用居室まで、利用居室から車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設までの経路（1以上）

## 【出入口】

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
14 2	□ 利用円滑化経路を構成する出入口は次の構造であるか	—	
	(1) 幅は80cm以上であるか	適 ・ 否	
	(2) 戸を設ける場合は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	適 ・ 否	
	イ 階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）	適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

## 【廊下等】

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
1 1	廊下等は次の構造であるか	—	
	イ 表面は滑りにくい仕上げであるか	適 ・ 否	
	ロ 点状ブロック等を敷設しているか（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） * 1 * 2	適 ・ 否	
14 2	□ 利用円滑化経路を構成する廊下等は次の構造であるか	—	
	(1) 幅は120cm以上であるか	適 ・ 否	
	(2) 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	適 ・ 否	
	(3) 戸を設ける場合は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	適 ・ 否	
	イ 階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）	適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

\* 1 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

\* 2 以下の場合を除く

- ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 建築物である路外駐車場に設ける場合

【階段】

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
2 1	階段は次の構造であるか	—	
	イ 手すりを設けているか（踊場を除く）	適 ・ 否	
	ロ 表面は滑りにくい仕上げであるか	適 ・ 否	
	ハ 段は識別しやすいものか	適 ・ 否	
	ニ 段はつまづきにくいものか	適 ・ 否	
	ホ 点状ブロック等を敷設しているか（段部分の上端に近接する踊場の部分） * 1 * 2	適 ・ 否	
	ヘ 原則として主な階段を回り階段としていないか	適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

\* 1 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

\* 2 以下の場合を除く

- ・ 建築物である路外駐車場に設ける場合
- ・ 段部分と連続して手すりを設ける場合

【傾斜路】

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
3 1	傾斜路は次の構造であるか	—	
	イ 手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除）	適 ・ 否	
	ロ 表面は滑りにくい仕上げであるか	適 ・ 否	
	ハ 前後の廊下等と識別しやすいものか	適 ・ 否	
	ニ 点状ブロック等を敷設しているか（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） * 1 * 2	適 ・ 否	
14 2	ニ 利用円滑化経路を構成する傾斜路は次の構造であるか	—	
	(1) 幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか	適 ・ 否	
	(2) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか	適 ・ 否	
	(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	適 ・ 否	
	(4) 両側に高さ5cm以上の側壁等を設けているか ●	適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

\* 1 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る。

\* 2 以下の場合を除く

- ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・ 建築物である路外駐車場に設ける場合
- ・ 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

【昇降機】

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
14 2	ホ 利用円滑化経路を構成する昇降機、乗降ロビーは次の構造であるか	—	
	(1) 籠は必要階に停止するか * 1	適 ・ 否	
	(2) 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	適 ・ 否	
	(3) 籠の奥行きは135cm以上であるか	適 ・ 否	
	(4) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	適 ・ 否	
	(5) 籠内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	適 ・ 否	
	(6) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	適 ・ 否	
	(7) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	適 ・ 否	
	(8) * 2以外の2,000㎡以上の施設に設けるものの場合	—	
	上記(1)から(7)を満たしているか	適 ・ 否	
	(一) 籠の幅は140cm以上であるか	適 ・ 否	
	(三) 籠内に鏡を設けているか	● 適 ・ 否	
	(四) 籠内の両側面に手すりを設けているか	● 適 ・ 否	
	(9) 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものの場合 * 3	—	
	上記(1)から(8)を満たしているか	適 ・ 否	
	(一) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	適 ・ 否	
	(二) 籠内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	適 ・ 否	
	(三) 籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	適 ・ 否	
	(10) 昇降機の付近に(1)～(9)までに定める構造の昇降機であることを見やすく表示しているか	適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

\* 1 必要階：利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階

\* 2 学校（特別支援学校を除く）、事務所等、共同住宅等、自動車教習所等、工場

\* 3 建築物である路外駐車場に設ける場合を除く

【特殊な構造又は使用形態の昇降機】

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
14 2	ヘ 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は次の構造であるか	—	
	(1) エレベーターの場合は次の構造であるか	—	
	(一) 平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するものであるか	適 ・ 否	
	(二) 籠の幅は70cm以上であり、奥行きは120cm以上であるか	適 ・ 否	
	(三) 籠の床面積は十分であるか * 1	適 ・ 否	
	(2) エスカレーターの場合は次の構造であるか	—	
	(一) 平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するものであるか	適 ・ 否	
	(3) 昇降機の付近に(1)又は(2)の構造の昇降機であることを見やすく表示しているか	適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

\* 1 車いす使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合

【便所】

項・号	構造等基準	措置の状況	備考
4 1	便所を設ける場合は次の構造であるか（1（男子用、女子用の区別がある場合は各1）以上）	—	
	イ 車いす使用者用便房を設けているか（1以上）	適 ・ 否	
	（1） 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	適 ・ 否	
	（2） 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	適 ・ 否	
	ロ 表示をしているか	適 ・ 否	
	ハ 手洗い設備は次の構造であるか（1以上）	● —	
	（1） 上端の高さは70cm以上80cm以下であり、下端の高さは60cm以上であるか * 1	● 適 ・ 否	
	（2） 給水栓は操作が容易なものか	● 適 ・ 否	
	ニ * 2の施設の場合は次の構造であるか	● —	
	（1） 乳幼児を座らせることができる設備のある便房を設けているか（1以上）	● 適 ・ 否	
	（2） 表示をしているか	● 適 ・ 否	
	ホ * 3の施設の場合は次の構造であるか	● —	
	（1） オストメイト対応便房を設けているか（1以上）	適 ・ 否	
	（2） 表示をしているか	適 ・ 否	
2	男子用小便器のある便所を設ける場合は床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下）等を設けているか（1以上）	適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

\* 1 主として乳幼児が利用するものを除く

\* 2 2,000㎡以上の劇場等、集会場等、物販店舗、運動施設・遊技場、博物館等（乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る）  
母子福祉施設、保健所、市町村保健センター  
1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設

\* 3 2,000㎡以上の特別支援学校、病院等、劇場等、集会場等、展示場、物販店舗、ホテル・旅館、社会福祉施設等、運動施設、遊技場、博物館等、公衆浴場、飲食店、サービス業店舗、旅客施設、路外駐車場、官公庁舎等  
50㎡以上の公衆便所

【敷地内の通路】

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
5 1	敷地内の通路は次の構造であるか	—	
	イ 表面は滑りにくい仕上げであるか	適 ・ 否	
	ロ 段がある部分は次の構造であるか	—	
	(1) 手すりを設けているか	適 ・ 否	
	(2) 識別しやすいものか	適 ・ 否	
	(3) つまづきにくいものか	適 ・ 否	
	ハ 傾斜路は次の構造であるか	—	
	(1) 手すりを設けているか * 1	適 ・ 否	
(2) 前後の通路と識別しやすいものか	適 ・ 否		
14 2	ト 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は次の構造であるか	—	
	(1) 幅は120cm以上であるか	適 ・ 否	
	(2) 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	適 ・ 否	
	(3) 戸を設ける場合は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	適 ・ 否	
	(4) 排水溝を設けていないか * 2	● 適 ・ 否	
	(5) 傾斜路は次の構造であるか	—	
	(一) 幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか	適 ・ 否	
	(二) 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか	適 ・ 否	
	(三) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか * 3	適 ・ 否	
	(四) 両側に高さ5cm以上の側壁等を設けているか	● 適 ・ 否	
イ 階段・段が設けられていないか（傾斜路又は昇降機を併設する場合は免除）	適 ・ 否		
3	上記(1)から(5)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	—	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

\* 1 勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除

\* 2 排水溝を設けないことが著しく困難であり、車いす、つえ使用者等の通行に支障のないふたを設ける場合を除く

\* 3 勾配1/20以下の場合は免除

【駐車場】

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
6 1	駐車場を設ける場合は車いす使用者用駐車施設を設けているか（1以上）	適 ・ 否	
	2 車いす使用者用駐車施設は次の構造であるか	—	
	イ 幅は350cm以上であるか	適 ・ 否	
	ロ 表示をしているか	適 ・ 否	
3	利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

## 【浴室】

対象施設：病院等、ホテル・旅館、社会福祉施設等、2,000㎡以上の公衆浴場  
(常時勤務する者により入浴の介助が行われる場合を除く)

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
7 1	浴室は次の構造であるか（1（男子用、女子用の区分がある場合は各1）以上）	—	
	イ 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	● 適 ・ 否	
	ロ 手すりを設けているか	● 適 ・ 否	
	ハ 給水栓は操作が容易なものであるか（1以上）	● 適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

## 【客席】

対象施設：固定式のいす席数500以上の劇場等、集会場等

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
8 1	車いす使用者用客席部分、集団補聴装置を設けているか	● 適 ・ 否	
2	車いす使用者用客席部分は出入口までの経路が短い位置に設けられているか	● 適 ・ 否	
3	車いす使用者用客席部分は次の構造であるか	—	
	イ 床面積は、いす席数／200（端数切り上げ、上限10）×0.935㎡以上であるか	● 適 ・ 否	
	ロ 奥行きは110cm以上であるか	● 適 ・ 否	
	ハ 床の表面は平たんで、滑りにくい仕上げであるか	● 適 ・ 否	
	ニ 床は水平であるか	● 適 ・ 否	
	ホ 後方に車いすの出入りに支障がなく、転回できる通路が設けられているか	● 適 ・ 否	
	ヘ 表示をしているか	● 適 ・ 否	
4	出入口から車いす使用者用客席部分までの通路は次の構造であるか	—	
	イ 表面は滑りにくい仕上げであるか	● 適 ・ 否	
	ロ 幅は120cm以上であるか	● 適 ・ 否	
	ハ 高低差がある場合は傾斜路を設けているか	● 適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

## 【授乳室等】

対象施設：

2,000㎡以上の劇場等、集会場等、物販店舗、運動施設・遊技場、博物館等（乳幼児を連れた者が長時間利用するものに限る）

母子福祉施設、保健所、市町村保健センター

1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
9 1	授乳、おむつの交換に必要な設備を備えた授乳室等を設けているか（1以上）	● 適 ・ 否	
2	表示をしているか	● 適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

## 【客室】

対象施設：2,000㎡以上で、客室数50以上のホテル・旅館

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
10 1	客室総数の1/100以上の車いす使用者用客室を設けているか	適 ・ 否	
	車いす使用者用客室は次の構造であるか	—	
	イ 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	● 適 ・ 否	
	ロ 車いす使用者用便房を設けているか * 1	● 適 ・ 否	
	ハ 車いす使用者便房の出入口は次の構造であるか		
	(1) 幅は80cm以上であるか	適 ・ 否	
	(2) 戸を設ける場合は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	適 ・ 否	
	ニ 浴室又はシャワー室は次の構造であるか * 2	—	
	(1) 手すりを設けているか	● 適 ・ 否	
	(2) 給水栓は操作が容易なものか	● 適 ・ 否	
	(2) 出入口は、幅は80cm以上で、戸を設ける場合は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか。	適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

\* 1 車いす使用者用客室のある階に車いす使用者用便房のある便所がある場合を除く

\* 2 大浴場が車いす使用者が利用できるものである場合を除く

## 【シャワー室】

対象施設：2,000㎡以上の運動施設

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
11 1	シャワー室の洗い場は次の構造であるか（1（男子用、女子用の区分がある場合は各1）以上）	—	
	イ 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	● 適 ・ 否	
	ロ 手すりを設けているか	● 適 ・ 否	
	ハ 給水栓は操作が容易なものか	● 適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

## 【改札口、レジ通路】

対象施設：旅客施設、物販店舗

項・号	構 造 等 基 準	措置の状況	備 考
12 1	改札口、レジ通路は次の構造であるか（1以上）	—	
	イ 幅は80cm以上であるか	● 適 ・ 否	
	ロ 車いす使用者の通過の支障となる段差がないか	● 適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共的施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

【案内板その他の設備】

項・号	構造等基準	措置の状況	備考
13 1	* 1の施設の場合には、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、昇降機の案内板が設けられているか	● 適 ・ 否	
2	* 2の施設の場合には、車いす使用者用便房、昇降機の配置を視覚障害者に示す設備があるか	● 適 ・ 否	
4	案内板を設ける場合は次の構造であるか（1以上）	—	
	イ 配色、図記号表示等見やすいものであるか	● 適 ・ 否	
	ロ 点字表示をしているか * 3	● 適 ・ 否	
5	* 4の施設の場合は誘導灯に点滅装置があるか	● 適 ・ 否	
6	受付カウンター、公衆電話台を設ける場合は車いす使用者が円滑に利用できるものか（1以上）	● 適 ・ 否	
7	公衆電話所の出入口の幅は80cm以上であるか	● 適 ・ 否	
	公衆電話所に戸を設ける場合は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	● 適 ・ 否	
8	水飲み場を設ける場合は高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造であるか	● 適 ・ 否	
9	* 5以外の施設の場合は休憩設備が設けられているか	● 適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

- \* 1 車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車場、利用円滑化経路を構成する昇降機（特殊な構造等の昇降機を含む。）のある施設（車いす使用者用便房等が容易に視認できる場合及び案内所がある場合を除く。）
- \* 2 車いす使用者用便房、利用円滑化経路を構成する昇降機（特殊な構造等の昇降機を含む。）のある施設（案内所がある場合を除く。）
- \* 3 視覚障害者の誘導上支障がない場合、点字表示が困難である場合を除く
- \* 4 2,000㎡以上の主として聴覚障害者が利用する学校、病院等、社会福祉施設等
- \* 5 学校、事務所等、共同住宅等、自動車教習所等、工場、建築物である路外駐車場、公衆便所

【案内設備までの経路】

- \* 視覚障害者利用円滑化経路：案内設備を設ける場合の道等から案内設備までの経路（1以上）  
（不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る）

項・号	構造等基準	措置の状況	備考
15 2	視覚障害者利用円滑化経路は次の構造であるか * 1	—	
	イ 線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置を設けているか * 2	適 ・ 否	
	ロ 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の	—	
	(1) 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	適 ・ 否	
	(2) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか * 3	適 ・ 否	
基準に適合していない場合は、敷地の状況、特定公共施設の構造その他やむを得ない理由及び対応措置			

- \* 1 以下の場合を除く
  - ・ 建築物である路外駐車場に設ける場合
  - ・ 受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合
- \* 2 風除室で直進する場合は免除
- \* 3 以下の部分を除く
  - ・ 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する部分
  - ・ 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する部分
  - ・ 段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

注 1 「措置の状況」欄は、いずれかに○をつけてください。  
基準が適用されない場合は、斜線を記入してください。  
2 バリアフリー新法の計画認定を受けている場合は、●の記載がある基準について、記入してください。